

大阪市人権啓発・相談センター事業にかかる効果検証実施要綱

(目的)

第1条 この効果検証は、人権啓発・相談センターにおける実施事業(以下「事業」という。)について、外部の学識経験者及び専門家から個別に意見聴取を行うことを通じて、厳密な効果検証を行い、PDCAサイクルの徹底を図り、より効果的・効率的な事業となるよう改善を図ることを目的とする。

(助言者)

第2条 意見聴取を行う助言者は2名以上とし、次に掲げる分野の者から市民局理事が選任する。

- (1) 人権の分野に精通した学識経験者
- (2) 経理的な分野もしくは法律分野の専門家
- (3) デザイン分野の専門家

(対象事業)

第3条 助言者からの意見聴取にあたっては次に掲げる事業について助言を受ける。

- (1) 地域密着型市民啓発事業
- (2) 市民啓発広報事業
- (3) 参加・参画型事業
- (4) 企業啓発支援事業
- (5) 人権相談事業

(効果測定)

第4条 助言者が事業効果を検証するにあたっては、経済性・効率性・有効性の観点を踏まえて毎年度、年度後半に行うこととする。

(業務改善)

第5条 助言者から受けた意見については、事業を実施するにあたり、人権啓発・相談センターにおいて可能な限り尊重するよう努めるものとする。

(庶務)

第6条 効果検証の実施にかかる庶務は、人権啓発・相談センターが担う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、効果検証の実施に必要な事項は、市民局理事

が定める。ただし、実施における細目については、人権啓発・相談センター所長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。